

広島県告示第二十一号

広島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程（平成十二年広島県告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第三項」を「第十九条第三項及び第六十九条第四項」に改め、「国土交通大臣又は知事の許可を受けた不動産特定共同事業者に関する」を削り、「第十三条」の下に「及び第四十九条」を加え、「不動産特定共同事業者名簿等閲覧所」を「閲覧所」に改める。

第二条中「第十五条第二項」を「第十九条第二項及び第六十九条第三項」に改め、同条の表を次のように改める。

名	称	場	所
広島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所		広島県土木建築局建築課	
広島県小規模不動産特定共同事業者名簿等閲覧所			

別記様式中「次の不動産特定共同事業者名簿等を閲覧させてください。」を

「次の不動産特定共同事業者名簿等
小規模不動産特定共同事業者名簿等」を閲覧させてください。」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。